



窓口での本人確認にご協力をお願いします

みなさんの大切な個人情報を守るため、鳥取市では窓口での本人確認を6月から一部試行しているところですが、10月1日から下記の市役所窓口や各総合支所担当課・各行政サービスコーナーで、住民票の写しなどの証明書の申請や住民異動の届け出などの際、窓口に来られた人の本人確認をさせていただくことになりました。

お手順をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

市役所駅南庁舎市民課 ☎(0857)20-3492 および各担当課

対象となる届け出、証明など

市民課 ☎(0857) 20-3492

住民異動届(転出・転入、転居など) / 住民票の写し、記載事項証明 / 戸籍謄本・抄本 / 除籍・原戸籍謄抄本 / 戸籍の附票・身分証明書 / 印鑑証明 / 外国人登録原票記載事項証明書 / 臨時運行許可証 / 戸籍届出等に関する諸証明書 / 市県民税所得(課税)証明書 / 固定資産評価(課税)証明書 / 納税証明書(車検用の軽自動車納税証明書は除く)

保険年金課 ☎(0857) 20-3482

国民健康保険被保険者証交付 / 老人保健法医療受給者証交付 / 特別医療費受給資格証交付 / 国民健康保険料納付済み確認

高齢社会課 ☎(0857) 20-3454

介護保険料納付証明書 / 介護保険被保険者証交付 / 障害者控除対象者認定書 / 主治医意見書の内容についての確認書

固定資産税課 ☎(0857) 20-3421

課税台帳(名寄帳)の閲覧及び縦覧

本人確認のための書類

次のいずれかの提示をお願いします。

①官公署発行の顔写真のある書類

運転免許証 / 旅券(パスポート) / 住民基本台帳カード(顔写真あり) / 身体障害者手帳 / 外国人登録証など

②法令に基づき発行された書類

各種健康保険証 / 各種年金証書 / 住民基本台帳カード(顔写真なし) など

③2点以上の提示が必要なもの

クレジットカード / 銀行などのキャッシュカード / 預貯金通帳 / 社員証(本人の顔写真のあるもの) / 税金、公共料金の領収書など

※委任状が必要な場合がありますので、各課にお問い合わせください。

※戸籍の届け出(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁)は従来どおり、①による確認を行います。

※印鑑登録の手続き(新規登録・登録変更・再交付)、および住民基本台帳カードの発行については、本人の申請の場合、①の書類があれば即日交付できます(住基カードの即日交付は駅南庁舎のみ)。

※鳥取湖山北郵便局での取り扱いは、従来どおりです。

税金などの納入は 便利な口座振替のご利用を!

納期ごとに
窓口にお出かけに
なる必要がなくな
ります。

口座振替をご利用いただきますと、あなたの指定した口座から市税などが納期ごとに自動的に引き落とされ、とても便利です。

■利用できる金融機関など

鳥取銀行・山陰合同銀行・鳥取いなば農業協同組合・鳥取信用金庫・みずほ銀行・島根銀行・倉吉信用金庫・中国労働金庫・中央三井信託銀行・郵便局の全国の本支店(局)および商工組合中央金庫鳥取支店・鳥取県信用漁業協同組合連合会本店

■振替の開始時期

引き落とし月の前月15日までに上記「利用できる金融機関など」のいずれかでご契約ください。

■申し込みに必要なもの

通帳と届け出印が必要です。また、口座振替を依頼さ

れる種類によって番号などを記入する必要がありますので、納付書などを併せてお持ちください。

■口座振替ができる主なもの

種 類	担 当 課	電 話 番 号
市県民税(普通徴収)	収 税 課	(0857) 20-3433
固定資産税(都市計画税)		
軽自動車税	保 険 年 金 課	(0857) 20-3483
国民健康保険料		
保育料	児 童 家 庭 課	(0857) 20-3464
児童館使用料		
市営住宅等家賃	建 築 住 宅 課	(0857) 20-3291
県営住宅家賃・駐車場使用料		
し尿処理手数料	生 活 環 境 課	(0857) 20-3217
下水道使用料		
集落排水施設使用料	下 水 道 計 画 課	(0857) 20-3302
介護保険料		
簡易水道使用料	高 齢 社 会 課	(0857) 20-3452
幼稚園授業料	農 村 整 備 課	(0857) 20-3246
	学 校 教 育 課	(0857) 20-3088

◆問い合わせ先 各担当課または各金融機関